

事 案	病院の管理者を変更 (交代) した場合 管理者の住所及び氏名を変更した場合
根拠法令	医療法施行令第 4 条の 2 第 2 項
提出期限	10 日以内
提出窓口	管轄保健所
添付書類	1 臨床研修修了登録証の写し (該当者のみ。保健所で原本照合済み) 2 医師免許証もしくは歯科医師免許証の写し (保健所で原本照合済み) 3 履歴書 (現住所、氏名、生年月日、学歴及び職歴が記載されているもの。職歴については、就職、退職の旨およびその時期が明確に記載されていること)
提出部数	1 部
手数料	なし

様式の審査要領	
「届出者」欄	1 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名が記載されていること。 2 医師及び歯科医師にあつては、開設者個人の住所及び氏名が記載されていること。
1 病院名	1 開設許可又は変更届がなされている名称が、記載されていること。(現に開設している病院の名称) 2 法人にあつては、定款等に記載されている名称と一致していること。
2 開設の場所	1 地番まで正確に記載されていること。
3 変更理由	1 具体的な理由が記載されていること。
4 管理者	1 新・旧管理者の住所、電話番号、氏名が記載されていること。 2 免許証の写し及び履歴書が添付されていること。様式、免許証の写し及び履歴書の記載事項 (氏名、生年月日、住所、電話番号、医籍登録年月日、医籍番号等) に齟齬がないこと。 3 免許証の写しには、保健所の原本照合がなされていること。 4 履歴書には、現住所、氏名、生年月日、学歴、職歴が記載されていること。 5 履歴書の職歴については、就職、退職の旨及びその時期が明確に記載されていること。 6 免許証と履歴書の氏名が一致していること。異なる場合は、免許証の籍訂正の申請をさせること。(医師法施行令第 5 条・歯科医師法施行令第 5 条)
5 新管理者の 従事状況	1 新管理者の担当診療科目、診療日、診療時間が記載されていること。 2 新管理者に就任した年月日が記載されていること。
6 診療を廃止し た者	1 診療を廃止した医師又は歯科医師の有無が適切に選択されていること。 2 診療を廃止した医師又は歯科医師がいる場合 (「 <input checked="" type="checkbox"/> 有」) には、その氏名及び診療廃止年月日が記載されていること。 3 旧管理者が診療を続けている場合 (「 <input checked="" type="checkbox"/> 無」) には、氏名及び診療廃止年月日欄を空白もしくは斜線とすること。
その他	1 法人が開設する病院における管理者の変更は本様式による変更届とすること。 その際、開設者が医療法人の場合、管理者は理事に加えねばならない。(医療法第 47 条) 2 医師又は歯科医師が開設する病院において、開設者以外の者が管理者となる場合は、管理者設置許可申請 (様式 4) が事前に必要である。 3 ただし、管理者設置許可を受けた管理者が、開設者以外の者に交代する時は新たに管理者設置許可を受けなければならない。 4 なお、管理者が、管理者設置許可を受けた管理者から開設者に交代する時は、本様式

	<p>による変更届とすること。</p> <p>5 医業及び歯科医業を併せて行う病院においては、それが主として医業を行うものであるときは臨床研修等修了医師に、主として歯科医業を行うものであるときは臨床研修等終了歯科医師に管理させること。（医療法第 10 条第 2 項）</p> <p>6 病院又は診療所の管理者となっている者は、新たに病院の管理者にはなれない。</p> <p>7 他の病院又は診療所に勤務している者は、新たに病院の管理者にはなれない。</p>
<p>参考法令</p>	<p>○医師法施行令 （医籍の登録事項）</p> <p>第 4 条 医籍には、次に掲げる事項を登録する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 登録番号及び登録年月日 2 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別 3 医師国家試験合格の年月 4 法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による処分に関する事項 5 法第 7 条の 2 第 2 項に規定する再教育研修を修了した旨 6 法第 16 条の 4 第 1 項に規定する臨床研修を修了した旨 7 その他厚生労働大臣の定める事項 <p>（登録事項の変更）</p> <p>第 5 条 医師は、前条第 2 号の登録事項に変更を生じたときは、30 日以内に、医籍の訂正を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の申請をするには、申請書に申請の事由を証する書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>○医療法</p> <p>第 10 条 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は臨床研修等修了医師に、歯科医業をなすものである場合は臨床研修等終了歯科医師に、これを管理させなければならない。</p> <p>2 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が、医業及び歯科医業を併せ行うものである場合は、それが主として医業を行うものであるときは臨床研修等修了医師に、主として歯科医業を行うものであるときは臨床研修等終了歯科医師に、これを管理させなければならない。</p> <p>第 47 条 医療法人は、その開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者を理事に加えなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えなければならないことができる。</p> <p>2 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p>